

# 第7回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和4年9月7日提出

## I 件数 27件

【内訳】議案 23件 (条例関係4件、決算関係12件、補正予算関係7件)  
報告 4件 (一般会計継続費精算の報告ほか)

## II 議案の要旨

### 《条例関係》

議案第78号	南相馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
--------	------------------------------------

#### 【趣旨】

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国に準じて育児休業等を柔軟に取得できるようにするため、必要な改正を行うもの。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の主な内容

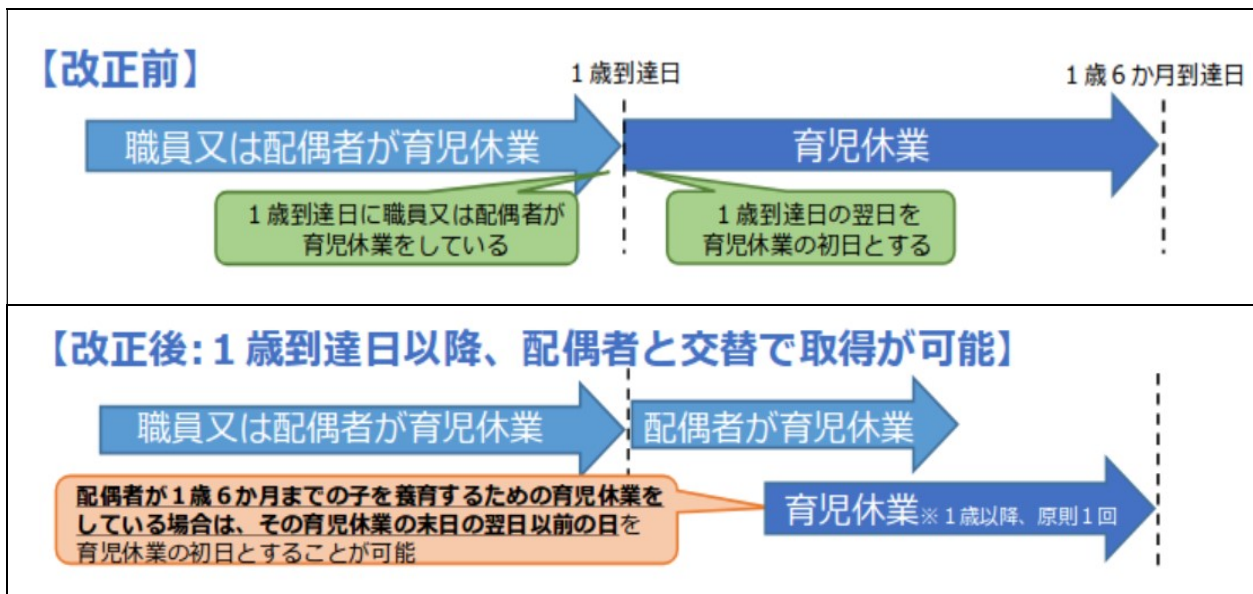
- 育児休業を原則2回まで取得可能とする（改正前は原則1回）。
- 子の出生後57日間以内に取得する育児休業とその他の育児休業を別に取得可能とする（改正前はいずれか）

### 1 改正の概要

(1) 非常勤職員の子の出生後57日間以内の育児休業の取得要件の緩和（第2条関係）

改正前	「子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとき」
改正後	非常勤職員が子の出生後57日間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して57日目より6月を経過する日までにその任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとき」に取得要件が緩和される。

(2) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件の柔軟化（第2条の3関係）



(3) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件の柔軟化（第2条の4関係）

(2) のイメージ図と同様

(4) 育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定の削除（第3条関係）

改正前	育児休業の承認の請求の際、育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に再度の取得が可能
改正後	(原則2回まで育児休業の取得が可能となったことから、規定を削除)

(5) その他文言の整理

## 2 施行日 公布の日

## 【趣旨】

基金事業として実施している高速道路通行料金助成事業の助成対象期間を延長するに当たり、基金条例の有効期間を1年延長するため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正の概要

基金条例の失効規定を令和5年3月31日から令和6年3月31日に1年間延長するもの。(附則第2項関係)

## 高速道路通行料金助成事業

旧避難指示区域等外の市民に対し、高速道路通行料金の一部を助成する高速道路通行料金助成事業を基金事業として実施している。

助成対象期間は令和4年9月30日までであるが、30キロ圏内の高速道路無料措置が1年間延長されていること、利用上限額に到達した者が令和4年3月分までの利用実績で30.81%に留まっていることから、より多くの対象者が助成を利用できるよう助成対象期間を1年間延長し、令和5年9月30日までとするもの。

## (1) 対象者（従前のおり）

平成23年3月11日時点で旧避難指示区域等外の鹿島区に住所のあった市民（令和4年5月20日時点で6,908名）

## (2) 対象車種（新たに設定）

10月1日から使用する自動車の種類を普通車、中型車、軽自動車及び二輪車に限定し、大型車、特大車を対象外とする。

## (3) 助成金額（従前のおり）

1人当たり10万円を上限とし助成。

## 2 施行日 公布の日

## 議案第80号 南相馬市税条例等の一部を改正する条例制定について

### 【趣旨】

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定を改正するほか、必要な改正を行うもの。

### 【主な内容】

#### 1 改正の概要

##### (1) 個人住民税関係

###### ① 住宅ローン控除の見直し（附則第7条の3の2関係）

所得税の見直しに伴い、対象となる居住年を令和7年（現行：令和3年）まで延長し、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲以内で個人住民税から控除する。

※この措置による減収分は全額国費で補填される。

###### ② 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し（第33条、第34条の9、附則第16条の3、第20条の2、第20条の3関係）

上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、これまで所得税と個人住民税において異なる課税方式が選択可能となっていたものを、所得税と課税方式を一致させるもの。

###### ③ 給与所得者等の扶養親族等申告書記載事項の追加（第36条の3の2、第36条の3の3関係）

給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載するもの。

##### (2) 固定資産税関係

固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等の記載住所の規定追加（第73条の2、第73条の3関係）

固定資産課税台帳の閲覧や証明書の交付の際に、DV被害者等の住所を削除するなどの一定の措置について、地方税法上明確化されたことに伴い規定を追加するもの。

※本市では、現在、DV被害者等保護のため、本人以外には閲覧・交付はしていない。

### (3) その他法改正に伴う規定の整備

法律改正に併せて改正

- ・ 第18条の4 (納税証明書の交付手数料)
- ・ 第36条の2 (市民税の申告)
- ・ 附則第17条の2 (優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

**2 施行日** 令和5年1月1日。ただし、次の各号に定めるものは当該各号に定める日から施行

- (1) 第33条、第34条の9、第36条の2、附則第16条の3、附則第20条の2及び附則第20条の3の改正規定 令和6年1月1日
- (2) 第18条の4、第73条の2及び第73条の3の改正規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和6年4月1日)

議案第 8 1 号

南相馬市みらい育成修学資金条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

介護福祉士等修学資金貸付を新設し市内介護事業所の人材確保を図るため、併せて育英資金貸付の区分及び額等を拡充し、より充実した使いやすい制度とするため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 介護福祉士等修学資金貸付の新設（第3条、新第7条及び別表第1関係ほか）

区 分	貸付額
授業料相当の資金	月額 50,000 円以内
介護福祉士等養成施設に在学又は在所している者で、別に定める生活費相当の資金	月額 55,000 円以内
入学資金	400,000 円以内

(2) 育英資金貸付の改正

①貸付区分及び貸付額について（別表第1関係）

改正後		改正前	
区 分	貸付額	区 分	貸付額
統合 増額	大学又は短期大学 月額 64,000 円以内	大学（医師及び獣医師） 月額 60,000 円	
		大学又は短期大学 月額 48,000 円	
増額	高等専門学校又は専修学校 月額 40,000 円以内	高等専門学校又は専修学校 月額 35,000 円	
	高等学校 月額 18,000 円以内	高等学校 月額 18,000 円	
新設	入学資金（高等学校を除く） 400,000 円以内		

②返還期間の見直しについて（新第12条関係）

貸付月額を増額に伴い1月当たりの返還金額も増額となることから、返還期間を最長18年間まで延長することを可能とする。

	改正後	改正前
原 則	貸付期間の3倍の期間	貸付期間の3倍の期間
最 長	18年	15年

③他の団体が行う制度との併用について（第4条関係）

これまで不可としていた、国、県又は他の団体の育英資金の貸付け又は給付との併用を可能とする。

④延滞利息徴収にかかる規定の撤廃について（新第26条関係）

育英資金貸付、看護師等修学資金貸付、保育士等修学資金貸付及び修学資金給付にかかる返還金の納付が遅れた場合の延滞利息（年14.6パーセント）徴収にかかる規定を撤廃する。

(3) 各制度における入学資金の貸付時期について（第4条から新第7条関係）

育英資金貸付、看護師等修学資金貸付、保育士等修学資金貸付、介護福祉士等修学資金貸付における入学資金については、入学を待たず合格判明後に貸付可能な制度とする。

## 2 施行日

①公布の日から施行とするもの

- ・介護福祉士等修学資金貸付の新設
- ・育英資金にかかる入学資金の新設（令和5年4月1日以降に大学等の第1学年に入学する予定の者への貸付けから適用）
- ・育英資金貸付と国、県又は他の団体の育英資金の貸付け又は給付との併用可能
- ・育英資金貸付、看護師等修学資金貸付、保育士等修学資金貸付及び修学資金給付にかかる返還金延滞利息徴収にかかる規定の撤廃

②令和5年4月1日から施行とするもの

- ・育英資金にかかる貸付区分及び貸付額の改正

《決算関係》

- 議案第82号 令和3年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第83号 令和3年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第84号 令和3年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第85号 令和3年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第86号 令和3年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第87号 令和3年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第88号 令和3年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第89号 令和3年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第90号 令和3年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第91号 令和3年度南相馬市病院事業会計決算認定について
- 議案第92号 令和3年度南相馬市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第93号 令和3年度南相馬市下水道事業会計決算認定について



《補正予算関係》

議案第94号 令和4年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第95号 令和4年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第96号 令和4年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第97号 令和4年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について

議案第98号 令和4年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について

議案第99号 令和4年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第100号 令和4年度南相馬市水道事業会計補正予算について

《 報告 》

報告第 10 号 令和 3 年度南相馬市一般会計継続費精算の報告について

【趣旨】

令和 3 年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により報告するもの。

【主な内容】

継続費の概要

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支出済額 (合計)	年割額(合計)と支出済額(合計)の差
一般廃棄物処理基本計画改定事業	元 ～ 3	6,022,000 円	5,995,000 円	27,000 円
塵芥処理施設大規模改修事業	2 ～ 3	308,000,000 円	308,000,000 円	0 円
営農再開支援水利施設等保全事業(ため池等保全維持修繕)	30 ～ 3	316,618,000 円	308,767,160 円	7,850,840 円
用途地域見直し事業	30 ～ 3	11,580,000 円	11,579,900 円	100 円
過年発生公共災害復旧事業(農地農業用施設)(浦尻西外 1 地区)	2 ～ 3	176,025,000 円	170,328,400 円	5,696,600 円
過年発生公共災害復旧事業(農地農業用施設)	2 ～ 3	151,400,000 円	146,053,600 円	5,346,400 円

**報告第 1 1 号****令和 3 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計継続費精算の報告について****【趣旨】**

令和 3 年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により報告するもの。

**【主な内容】****継続費の概要**

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支出済額 (合計)	年割額(合計)と支出済額(合計)の差
渋佐・萱浜工業用地造成事業	26 ～ 3	9,176,583,000 円	8,450,587,859 円	725,995,141 円

**報告第 1 2 号****令和 3 年度南相馬市病院事業会計継続費精算の報告について****【趣旨】**

令和 3 年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方公営企業法施行令第 1 8 条の 2 第 2 項の規定により報告するもの。

**【主な内容】****継続費の概要**

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支払義務発生額 (合計)	年割額(合計)と支払義務発生額(合計)との差
小高診療所整備事業	2 ～ 3	279,539,000 円	279,538,600 円	400 円

**報告第13号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について**

**【趣旨】**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

**【主な内容】**

**1 健全化判断比率**

(単位：%)

区分	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.53	20.00
連結実質赤字比率	—	17.53	30.00
実質公債費比率	9.1	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「—」と表記

※一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源が上回っており、将来負担比率を「—」と表記

**2 資金不足比率**

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準	備考
南相馬市水道事業会計	—	20.00	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(以下「令」という。)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市病院事業会計	—	〃	〃
南相馬市工業用水道事業会計	—	〃	〃
南相馬市下水道事業会計	—	〃	〃
南相馬市工場用地等整備事業特別会計	—	〃	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

※いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「—」と表記